「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例(案)」 への御意見に対する考え方について

1 実施期間

令和3年11月5日(金) から 18日(木) まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 4人・13団体(44件)

3 御意見(要旨)と考え方

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
1		○ 当方は、訪問看護ステーションにて勤務しており、多くのケアラー・ヤングケアラーと日々関わっている。 そのため、ケアラー・ヤングケアラーが家族内で問題を抱えて窮屈な思いをされている場面も複数確認してきた。ご家族によっては、他者の手を借りることに抵抗を示されたり介護が必要な家族がいることを周囲に知られたくないケースもある。そういったケースに対しては、今回の条例案は社会的な支援体制を整える意味で、非常に前向きだと思う。体制が整うことで、ケアラー達も、周囲と共存しても良い、と肯定的に受け止められるかもしれない。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、ケアラーに対する社会的な支援体制が整 うよう、努めてまいりたいと思います。 また、本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意 見として、県執行部にお伝えいたします。
2	第10条第1項第3号 (ケアラーの支援)	○ レスパイトの利用にて家族の負担が一時的でも軽減され、家族と被介護者の関係が改善されるケースも複数みてきた。そういったケースにも、条例案ではレスパイトについての項目も盛り込まれているため、妥当だと思う。	〇 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。 なお、文言整理のため、第10条第1項第3号の条文を修正しますが、内容の変更は生じないものと考えます。
3	第7条第4項 (関係機関の役割)	○ ヤングケアラーに関しては、その増加が社会的に問題になっている現状を鑑み、教育現場などで存在を感知して支援することを目指す、今回の条例案は大変世相に合うものと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
4	(修正案の条項)	□ 日本では、欧米と比べて子供の人権についての意識が低い。ヤングケアラーの問題は、子供の人権問題であるとの視点で取り組むことが必要である。条例案では、児童の権利に関する条約に言及しており、子供の人権問題として取り組むとの姿勢が感じられる。今後の事業が重要である。マイナンバーカードを活用し、ヤングケアラーへ給付金を支給してはどうか。早期発見にも高い効果が期待できる。	〇 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
5	第7条第4項 (関係機関の役割)	○ 第7条は、主に学校の教員を想定した記載であると思う。まず問題発見し、カウンセラーやソーシャルワーカーにつなぐ大切な役割は、実質的に担任教員に期待されているのではないか?しかし、教員の負担増に対する配慮は想定されているのか?	○ 御意見ありがとうございます。 学校の教職員は、子どもと接する機会が長く、日々の変化に気付きやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にありますが、御意見のとおり、教員の負担増への配慮も必要であると考えております。 カウンセラーやソーシャルワーカーなど、専門職が関与することが教員の負担軽減にも資することから、本条例案では、第7条第4項の「教育に関する業務を行う関係機関」について、カウンセラーやソーシャルワーカーも含む概念として、規定するとともに、第11条第2項において、その育成及び確保並びに適正な配置に関し、規定しております。
6	第11条第2項 (人材の育成等)	○ 第11条のカウンセラーやソーシャルワーカー人材の中で、ヤングケアラーとその家族、行政機関を適切につなぐワンストップで実効性のある対応をできる人材はどれくらいいるのか?育成してすぐに成果を上げられるか?おそらくは、各学校で校長らを中心に関係者会議を開催するのだろうが、実質の運営は学校になるのではないか?さらに教員の負担が増加することを懸念する。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ヤングケアラー等の支援策の実効性の確保と教員の負担軽減の両立を図ることは、条例施行後の重要な課題だと認識しております。本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
7		○ ヤングケアラーへの対応も、教員の働き方改革も何としても達成しなければならない。しかし、掛け声で変わるものでは当然なく、現場への人員増と予算増加がなければ、達成できないことは明らかである。ぜひ、茨城自民党の先生方には、各現場の学校長、担任教員らの生の声を聴く機会を設けていただき、現状把握をぜひお願いしたいと思う。それを通じて、子どもも、先生も、社会もよくなる三方よしの最適解が見つけられると思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ヤングケアラーへの対応も、教員の働き 方改革も達成しなければならない課題だと考えております。 いばらき自民党では、各議員や会派の活動を通じ、学校長 や担任の教員とも意見交換し、現状の把握に努め、その上 で、教員の適正配置や予算の確保にも取り組んできたところ ですが、より一層努力してまいります。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
8	第10条第1項第5号 (ケアラーの支援)	○ ヤング で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	 ○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ヤングケアラーの支援に当たり、福祉や教育など、様々な分野の部署が関わることが想定されます。このため、第16条において、推進体制の整備に関し、規定しております。 なお、本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
		4. 兄弟のケア →障害福祉サービス 障害福祉課、教育委員会? 5. 金銭的ケア →社会福祉課(生活困窮者支援、生活保護) の対する法と、福祉課。生活困窮者支援とは、就労支援社会福祉課。生活困窮者支援担当 6. 家族の為の通訳 のののを整定して、なが担当支援にのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	
9	第10条第1項第5号 (ケアラーの支援)	○ ケアラーがケアすることが前提のように受け取れる (全体をとおしてだが、特に第10条)。「ケアラー」が問題なのではなく、ケアを必要とする人が必要な支援や サービスを受けられていないために、ケアラーに過度の 負担が生じていることが問題である。前提として、日常 のケアを必要とする人が、必要な支援・サービスを受け ることができるよう、行政・医療・福祉等各関係機関に 尽力していただきたいと思う。その旨を明記すべきでは ないか。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案では、まず、現に過度の負担を抱えているケア ラーの負担が少しでも軽くなるよう、社会全体で支えてい くことを目指しております。 そのためには、御意見のとおり、日常のケアを必要とする が必要な支援・サービスを受けることができるようにしていく ことが重要だと考えており、ケアラー及びケアを受ける人に対す る包括的な支援に関する取組の促進を図ることについて、趣旨を 明確にするために、第10条第1項第5号の条文を修正します。 また、本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見と して、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
10		○ 条例案の内容は素晴らしいもので、当会が県に対し要望書にて要望しているポイントと同じ項目がすべて盛り込まれている。この条例が施行されると、大変私達高次脳機能障害者の家族として助けになると思われる。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、ケアラーに対する社会的な支援体制が整 うよう、努めてまいりたいと思います。 また、本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意 見として、県執行部にお伝えいたします。
11	題名	○ 現行案もよいと思うが、1点、「生きやすい」という表現がひっかかった。生きにくいことがいいとは思わないが、EASYであることがよくて、EASYではないことがよくないという価値観は、現代社会では時に危険をはらんでいるように感じるときがある。「共に生きやすい社会」よりは、「共に生きる社会」ではどうかと感じた。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例の制定により、周囲の理解や社会の助け合いの中で、 ケアラーの方々の負担を軽くして、より「生きやすく」する ことを目指しております。題名については、そうした社会の 有り様が、県民の皆様の一層の幸せにつながることを願い検 討を重ねたものであり、現在案を採用したいと考えておりま す。
12	前文	○ 10行目、ヤングケアラーのみ、児童の権利に関する 条例などを提示して述べていることに、やはりなおヤン グケアラーのみが突出している印象を受ける。すべての ケアラーの権利のなかに、ヤングケアラーの権利も包含 されると思う。12行目~15行目を述べた後に、ヤン グケアラーのことを述べるほうが上述したヤングケア ラーが突出している印象が緩和されると思う。「ヤング ケアラーをはじめとする多様なケアラー」という表現も 同様である。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案は、ヤングケアラーだけではなく、多様なケア ラー全体を対象としております。その上で、ヤングケアラー が本来社会的に保護を受けるべき年齢であることを踏まえ、 特に支援の必要性等を喚起する意図で、ヤングケアラーの用 語を重ねて表現している箇所がございます。

番号	条項等	 御意見(要旨)	考え方
	(修正案の条項)		
13	第1条 (目的)	〇 他の条文においても用いられている表現だが、一」アクラーをできませた。 では、一方を含む上述が、一」アグを表現している。 では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案は、ヤングケアラーだけではなく、多様なケア ラー全体を対象としております。また、「ケアラー」につい て「ヤングケアラー」も含む概念として規定しており、用語 の使用に係る法制上の検討も重ねた結果、現在案を採用した いと考えております。
	第2条 (定義)	○ ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体というと、解釈によっては、今は存在しないということにならないか。ケアラーの支援を行うことのできる民間の団体など、表現を変える必要があると思う。	○ 御意見ありがとうございます。第2条第5号については、団体はその目的の範囲内で活動を行うものであることから、こうした規定としております。現に支援を行っていなくても、支援に携わることができる団体も含まれます。
	第3条 (基本理念)	○ 1で書かれている内容が基本理念で最初に来ることが、本条例の意義であるケアラー支援としてはどうなのかと思う。1で書かれている内容ももちろん重要ではあるが、これが最初に来ることで、まず家族ありきの印象を受ける。やはり本条例の意義としては、2で書かれている内容が理念としては根本にあるものだと思うため、1と2の順番を入れ替える必要性を感じる。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、個人の尊厳等について定める第2項を第 1項とし、ケアラー支援の姿勢について定める第1項を第2 項に改めます。
16	第10条 (ケアラーの支援)	○ ケアラーとヤングケアラーの使い分けがわかりにくいと思う。第10条はヤングケアラーにも共通して必要な事項と思う。表記されている内容を変更するとより明確になると思う。	○ 御意見ありがとうございます。 ケアラーは、ヤングケアラーも含む概念として定義しております。特に必要な事項については、ヤングケアラーに特化した規定を設けており、第10条では、教育の機会の確保とともに、子どもであるが故に被害が深刻化しやすい事態への対策について、ヤングケアラーに特化した規定を設けております。

番号	条項等	御意見(要旨)	考え方
	(修正案の条項)		5.500
17	第14条 (実態調査等)	○ 実態調査の部分については、ヤングケアラーを対象とする調査について、明示する必要性はないか。	 御意見ありがとうございます。 ケアラーについては、ヤングケアラーも含む概念として定義しております。このため、第14条第1項に規定する調査は、ヤングケアラーを対象とする調査も含んでおります。
18	第3条(基本理念)	○ 「家族や身近な人など、住民相互の助け合いを尊重しつつも・・・社会全体で支え合うことを」 → 前段は、社会全体で支え合うことに含まれるのではないか。また、案のままですと、助け合いの順番(家族や身近な人、住民相互の助け合いが先)が有るかのように見える。	○ 御意見ありがとうございます。 第3条第1項においては、公助による介入に当たって、現に社会で行われている自助・共助の姿勢や当事者の意向を尊重することを前提とすることや、ケアラーやそのご家族がの中に、社会全体で支え合うことを基本姿勢として規定しております。 順番に関しましては、御意見を踏まえ、個人の尊厳等について定める第1項を第1項とし、ケアラー支援の姿勢について定める第1項を第2項に改めます。 なお、ケアラーの意思や姿勢を尊重する趣旨を言うため、現実の事例として多いと考えられる順に列記したものであり、義務の度合いを定めるものではない旨御理解を賜りますようお願いいたします。
19	第5条 (県民の理解)	○ 1項と2項をわけて記述するのは無理があるように思う。ケアラーの早期支援も、ヤングケアラーの孤立を防ぐことも、ともに必要なことではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案は、ヤングケアラーだけではなく、多様なケア ラー全体を対象としております。また、ケアラーはヤングケ アラーも含む概念として定義しており、第1項の孤立防止に はヤングケアラーも含まれております。その上で、第2項で は、ヤングケアラーが本来社会的に保護を受け、成長過程に ある年齢であることを踏まえ、特に「早期の支援」について 規定しております。
20	第8条 (市町村との連携等)	○ 2項で書かれていることと、市町村との関係がよく分からなかった。	○ 御意見ありがとうございます。 第8条第2項は、ヤングケアラーに特化した規定として、 教育と福祉の行政分野など、行政の縦割りを排し横断的な連 携体制の構築を目指すとともに、特に進学などに関連して 学校間の連携の強化を規定しております。

	条項等		
番号	(修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
21	第10条 (ケアラーの支援)	○ 生活の見通しが持てることは重要なので、「人生の支援」というケアラー支援にとってのキーワードを入れた方がよいのではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ケアラーの支援に当たり、「人生の支 援」という視点が重要だと考えております。また、ケアを受 ける人の「人生の支援」も重要だと考えております。 「人生の支援」は、条例全体に通じる重要な視点でありま すので、前文において「自分らしい人生を歩んでいくことが できるよう社会全体で支えていく」として規定しておりま す。
22	第10条 (ケアラーの支援)	○ 包括的支援に含まれるの3点を明さないがただければと アラー支援に向けて次の3点を明すること ケアラー支援拠点の創設に関すること ケアラー支援にあたいる現場の創設。 当時では、ケアラー支援にあたのでは、ケアラー支援では、ケアラー支援では、ケアラー支援では、ケアラー支援では、ケアラーを接近では、から、当該支援が、ながずが、では、ながが、では、ながが、では、ながが、では、ながが、では、ながが、なが、では、ながが、なが、では、ながが、ないののでは、ながが、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのではないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	○ 御意見ありがとうございます。 御意見いただいた3点について、いずれも重要な御提案と受け止めております。 ケアラーの支援に係る施策の方向性については第10条第 1項に、体制整備については、第16条に規定しておりますが、今後取り組んでいく施策に関しては、第14条の調査等によりその実態を把握するとともに、先進的な取組に係る情報を収集しつつ、第9条の県推進計画において定めることとしております。 同計画の策定等に当たって、いただいたご意見は非常に貴重なものと考えますので、本条例施行後の具体の取組に反映されるよう、県執行部にお伝えいたします。

釆早	条項等	御音目 (亜旨)	老うち
番号	条項等(修正案の条項)	御意見(要旨) ⑤ ケアラーはケアをする上でさまざまな問題に直面するため、他のケアラーと経験を共有しながら学べる(病気を共っ)できるに動ののためのためできますした。 (病気を出している)を関係をは、など) 2 ケアラーとを表して、大力を関係を表して、大力を関から、など) 2 ケアラーをするとを表して、大力を関係を表して、大力を表して、大力を関がいる。 (は、業のが出来ののでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力を表し、大力を	考え方

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
23	第10条 (ケアラーの支援)	○ (5) ケアラーが欲しい情報は、ケアの方法がないとはいえないが、ケアラーを直接支援してくれる情報。また、社会への広報啓発が進むことがケアラー支援になる。ここは、「ケアラーの理解を深めるために必要な情報・・・」ではないでしょうか。	 御意見ありがとうございます。 第10条第1項第5号では、ケアラーの助けとなるあらゆる情報提供を意図しており、「ケアの方法」はその一例でございます。「ケアラーの●●の理解を深める」というように、いずれにしても条文上例示が必要となりますので、御理解くださいますようお願いいたします。 また、御意見のとおり、ケアラーの概念や支援の重要性等について、県民の理解と関心を深めることも必要だと考えております。 このため、第12条において、普及啓発を行うことに関し、規定しております。
24	第16条 (推進体制の整備)	○ 第16条に関連するが、ケアラー支援協議会(仮称)に 関する条項を盛り込んでもらいたい。ケアラー支援協議会(仮称)とは、総合的・計画的にケアラー支援を推進するため、施策の協議および進捗状況の確認とそこからにある。協議会には、専門職や有識でいた協議会のことである。協議会には、専門職や有談が参加することが特徴。市民参加の手法は、在宅介護サービスや施設だけでは行き届かない草の根的なケアラー支援の輪を広げ、地域福祉を充実させることにもつながる有効な方法であるといえる。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ケアラーの支援に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な体制の整備は、重要な課題 だと考えております。 このため、第16条では、推進体制の整備について規定しておりますが、具体の組織に関しては、条例施行後に実態調査等を踏まえ、検討していく課題としております。 また、御意見のとおり、当事者の意見を踏まえ施策を推進することも重要と考えており、施策への意見の反映について第9条第3項に規定しております。 具体の施策に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
25		○ 学校では、児童生徒の家庭環境を把握するのは難しい 状況である。両親の帰りが遅いため児童生徒が夕飯の支 度をする等はあると思うが、親や祖父母の介護で学校を 休みがちな児童生徒は現在は把握していない。学校が定 期的に実施する児童生徒全員へのアンケートや個別面談 時に確認できればいいが、児童生徒は家庭の困窮事情は 話したがらない傾向があり、早期発見と支援を行う体制 が必要と考える。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ヤングケアラーの早期発見と早期支援を 行う体制整備が重要であると考えております。このため、第 8条第2項において、重要な役割を担う教育、福祉分野等の 連携体制の構築に関し、規定しております。 また、早期発見と支援に当たっては、教育機関等におい て、カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有 する方の配置を推進する必要があると考えております。この ため、第11条第2項において、育成及び確保並びに適正な 配置に関し、規定しております。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
26	第7条(関係機関の役割)	○ 第7条第2項を融合し、第2項を以下のとおりとはどうか。 2 関係機関は、その業務を通じてとを認識し、アラーである立場にあるときはし、大アラーであるときは、大アラーであるときは、大アラーであるときは、数ででは、数ででは、数ででは、数ででは、数ででは、数ででは、数ででは、数で	
27	第6条 (事業者の協力)	〇 「事業者」の定義を明確にしてはどうか。	○ 御意見ありがとうございます。 「事業者」の用語については、法令においても定義なく使用されていることを踏まえ、本条例案においても同様としております。規定の内容を勘案しても、特段の定義を置かなくても、その解釈に支障は生じないと考えております。
	第10条第1項第3号 (ケアラーの支援)	〇 「交流の場」の定義を明確にしてはどうか。	○ 御意見ありがとうございます。 「交流の場」の用語については、法令においても定義なく 使用されていることを踏まえ、本条例案においても同様とし ております。規定の内容を勘案しても、特段の定義を置かな くても、その解釈に支障は生じないと考えております。
29		○ ケアラーは、本人が自覚していないことが多い傾向のようである。ケアラーを発見することが大切であるならば、まず自身がケアラーであることを自覚する必要がある。ケアラーに関する県民への周知を図り、本人が自ら声を挙げることができるように大切ではないか。この趣旨の条文を盛り込んではどうか。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、ケアラーは、本人や家族に自覚がない、 家庭内のデリケートな問題であることといった理由から、支 援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ケア ラーに関し、当事者を含め、広く県民の理解と関心を深める ことが必要だと考えております。 このため、本条例案では、第12条において、様々な場を 通じた普及啓発の実施に関し、規定しております。

	条項等	#	4.5.1
番号	(修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
30		○ 当事者の意見を反映することが盛り込まれており、ケアラー・ヤングケアラーを支援する本県の姿勢が県民に伝わる条例になっていると考える。	〇 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、 県執行部にお伝えいたします。
31		〇 「学校」、「教育委員会」、「スクールソーシャル ワーカー」について、条文での役割の明確化が必要では ないか。	○ 御意見ありがとうございます。第7条において、「関係機関」の役割を定めておりますが、「関係機関」については、第2条第4号において、「学校」、「教育委員会」、「スクールソーシャルワーカー」を含むものとして、定義しております。
32		○ 潜在的に存在するケアラーの把握について、どのよう な調査を行っていくのかを、よく精査すべきである。 (調査方法、調査内容)	○ 御意見ありがとうございます。本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
33		○ 県には、ヤングケアラーを支援する体制として、専門 的知識を有する相談員の派遣や、人材育成を支援してほ しい。 (マンパワーの確保)	〇 御意見ありがとうございます。 本条例案では、第11条第2項において、カウンセラー、 ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する方の育成及び確 保並びに適正な配置に関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、 県執行部にお伝えいたします。
34		○ 県事業として始めて、数年後に市町村へ移管(丸投げ)とならないようにしていただきたい。	○ 御意見ありがとうございます。本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
35	第7条 (関係機関の役割)	○ 教育現場の働き方改革が進められるなかで、担任教諭が家庭内の状況をつかみにくくなりつつあると学校訪問の際に小中学校より意見があった。当市の場合は、担任教諭が状況を把握し、スクールソーシャルワーカーへ繋ぐ流れであるが、1人のスクールソーシャルワーカーが4~5校を掛け持ち対応している為、児童生徒の家庭状況を細かく把握することが困難である。主となって家庭と向き合うスクールソーシャルワーカーを各学校への配置を義務付けるなど、早期発見に向けた取り組みが必要ではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第11条第2項において、カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する方の育成及び確保並びに適正な配置に関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、 県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
36	第7条 (関係機関の役割)	○ 関係機関の役割としてあるが、県の関係機関(教育委員会や福祉部局など)が多岐にわたると思うが、情報共有や連携は、どの部署が中心となって取りまとめを行うのか。役割分担も含めた組織横断的な体制構築の明確化が必要ではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第8条第2項において、重要な役割を担う教育、福祉分野 等の横断的な連携体制の構築に関し、規定しております。 また、第11条第2項において、推進体制の整備に関し、 規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、 県執行部にお伝えいたします。
37	第4条第3項 (県の責務)	○ 県は、ヤングケアラーがその福祉を保障される権利を 有する年齢であることに鑑み、〜略〜」についてだが、 意味合いがわかりかねる。前述の「福祉」ではなく「教育の機会」などではないか。	○ 御意見ありがとうございます。 第3条第3項において、ヤングケアラーが、特に社会において自立的に生きる基礎を培い、次代の社会を担う力を養う重要な年齢であることに鑑み、支援に当たっての基本理念を定めております。第4条第3項については、当該理念を踏まえて、県の責務を定めており、ヤングケアラーの健やかな育成、教育の機会の確保を含むものとして、規定しております。 なお、児童の権利に関する条約及び児童の福祉に関する関係法令の理念等も踏まえて検討した結果、現在案を採用したいと考えております。
38	第4条第3項 (県の責務)	○ 福祉や教育の現場における相談業務において、ケア ラー・ヤングケアラー支援にかかる課題への気づきの視 点などをテーマとした研修の実施など、広く相談支援に 携わる職員等のスキル向上につながる研修の機会の提供 など、県主催の広域的な取組みを期待する。	○ 御意見ありがとうございます。 第11条第1項において、県が、福祉や教育の現場において相談支援に携わる方を含め、ケアラーの支援を担う方の育成や確保に必要な施策を講ずることとしており、研修の機会の提供などを想定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、 県執行部にお伝えいたします。
39	第10条 (ケアラーの支援)	○ 市町村現場においても、個々の具体的なケースへの対応など、相談業務の増加に伴う体制、人材の確保、予算(人件費等)の負担が大きな課題となる。	○ 御意見ありがとうございます。 第8条第1項において、県が市町村の主体的な取組を積極 的に支援することに関し、規定しております。 また、第10条第1項第1号において、相談体制の整備に 関する施策の実施に関し、規定するとともに、第11条にお いて、人材の育成、確保等に関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、 県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等 (修正案の条項)	御意見(要旨)	考え方
40		○ 第7条第3項に加え、学校の役割として「支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。」などの条文が必要と考える。	○ 御意見ありがとうございます。 第7条第3項の「関係機関」については、第2条第4号に おいて、「学校」を含むものとして、定義しております。 御意見を踏まえ、教育に関する関係機関の役割を強調する ため、条文を修正します。
41		○ 条例(案)の内容については、特に問題はない。 また、ケアラー支援に関する施策の策定及び実施に 当たっては、市が主体的に取り組むには限界があるため、人材育成や人件費などマンパワーに対する支援が必要と考える。	○ 御意見ありがとうございます。 第8条第1項において、県が市町村の主体的な取組を積極 的に支援することに関し、規定しております。 また、第11条において、人材の育成、確保等に関し、規 定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、 県執行部にお伝えいたします。
42		○ 児童生徒が、家族をケアすることで重い責任や負担を 負い、教育や人格形成に影響が及ぶことはあってはならない。ケアラー・ヤングケアラーが孤立し、困難な立場 にならないためにも、社会全体でしっかりと支えていく 体制を構築する必要があり、このような条例を制定して いくことはとても大切なことと考える。土浦市として も、この条例のもと、ケアラー・ヤングケアラーの支援 に関する施策は必要と考えており、市町村に対する財政 的支援と助言をお願いしたい。	○ 御意見ありがとうございます。 第4条第2項において、市町村に対する助言の実施等に関し、県の責務の一つとして規定するとともに、第8条第1項において、県が市町村の主体的な取組を積極的に支援することに関し、規定しております。 本条例施行後の具体の取組に関する貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
43		○ 意見なし	
44		○ 意見なし	